

長良川河口堰検証第6回プロジェクトチーム会議

日時：平成23年11月21日 15時30分～17時45分

場所：愛知県東大手庁舎4階 406会議室

(事務局)

それでは定刻になりましたので、ただいまから長良川河口堰検証第6回プロジェクトチーム会議を開催したいと思います。蔵治委員につきましては少し遅れるかもしれないとのご連絡をいただいております。

また、開会に先立ちまして、大変申し訳ございませんが、事務局の方から一点お詫びを申し上げます。前回の専門委員会のパブリックコメントのほうで、意見とその回答をお配りいたしまして、ご審議をいただいたところでございますが、事務局側で一点不手際がございまして、1名の方が、意見がその表の中に反映されてございませんでした。そのご意見につきましてはその後、先生方に見ていただきまして回答もいただき、今回の最終の報告書には反映いたしてございます。従いまして前回53名の方から意見をいただいたということでございますけども、最終的には54名の方のご意見をいただいて、専門委員会の報告書を取りまとめたというところでございます。その内容につきまして本日ここにご用意してございますし、また企画課のホームページのほうにも、その内容を既に掲載しておりますところでございます。

それでは本日の会議の進行を小島座長によりしくお願い致します。

(小島座長)

それでは長良川河口堰検証第6回目のプロジェクトチームの会議を開催いたしたいと思います。今日の議題ですけれども、まず第一に資料のところがございますが、専門委員会報告のご説明をいただきたいというふうに思います。その後、専門委員会報告を受けてのPTの報告書の要素についてご議論をいただきたいというふうに思っております。まず専門委員会の共同座長であります今本先生の方からご説明をお願いしたいと思います。

(今本専門委員会共同座長)

今本です。それでは報告書を、今お手元に入っていると思いますが、これは最終的な報告書であります。これまでの案が内容的にはそれほど変わっていないんですが、文章だとか表現、或いは図表を見やすくしたりということで、ページのレイアウトなどが変わっているところが多々あります。この報告書につきましては専門委員会で検討したということですが、このプロジェクトチームの3名の方が専門委員会を兼任され、また2名の方がオブザーバーとして参加されてますので、報告書自体については熟知されていると思っております。そこで今日は専門委員会の報告として、開門調査を求める原動力となりました河口堰での河口堰の環境への影響、それと開門調査で最も懸念されます塩害への対策につい

て、この報告書の内容をとりまとめて説明したいと思います。また、特にこの専門委員会の中で議論して注目されると思われる長良川河口堰建設の正当性への疑問、及び近年の小雨化傾向、この少雨化傾向というのは水資源計画において最近、特に言われていることではありますが、そういうことが本当なのかどうかということについて検討した結果を報告させていただきます。

まず環境についてですが、環境につきましては運用後については非常にたくさんのデータがあります。しかし、運用前についての資料が非常に少ないと、そういうことから河口堰が環境にどのような影響を与えたかということ判断する材料に非常に苦労しましたが、ここでは一応、客観的に明らかだということだとか、或いは運用前のデータが無くても他の河口堰などで認められた効果については否定できないというふうに判断しております。

まず環境評価の要約ですが、水質及び堆積物について浮遊藻類の発生、河底の貧酸素状態、特に河口堰下流、堆積物の細粒化及び有機物含量が増加しております。事業者側の近年改善されつつあるとの主張は運用前の環境との比較を欠いており、妥当とは認めがたい。生物について、シジミ類やゴカイ類などの底生生物は減少し、ユスリカなどの不快昆虫が増加した。鮎の漁獲が減少し、シラウオなども長良川下流域の広い範囲で生息が確認されなくなるなど、汽水性魚類及び回遊魚類への影響は顕著である。植生への影響も大きく、ヨシ等の抽水植物帯も生息面積が減少している。環境影響の範囲について、影響の範囲は河口堰周辺だけでなく、河口から40キロメートル上流付近まで非常に広い範囲において顕著である。海域への影響は判断に必要な情報を欠き、判断、判定できない。(資料2 2-2) (4) 変化した環境の回復また不可逆性について、水質、底質等の環境や海域から移入する魚類等については河口堰の運用の最適化により速やかな改善の可能性があります。地域個体群が極端に縮小した生物については不可逆的变化が生じている可能性もあります。また、事業者の環境不変への努力、これは対処的ではありますが評価できます。今後も継続されるとともに、効果を具体的に示す資料を速やかに公開されることを期待します。

次、塩害への対策です。長良川河口堰によって22.5m³/secの水資源が新たに開発されました。このうち実際に新規の水利権が設定されているのは、このうちの16パーセントに過ぎません。また、既存の水利権として色々ありますが、これらにより河口堰により取水の安定がもたらされていることは確かであります。河口堰が開門されずと塩水が遡上し、これらの取水に支障をもたらすため、何らかの代替案が必要であります。この問題についての専門委員会は次の代替案を示しています。ここに書いてあります。また報告書にも詳しく書いてあります。長良川導水の2.86m³/sec、中勢水道0.73m³/sec、北伊勢工業用水2.95m³/sec等は、ほぼ対応可能というふうに考えております。また、長島町については具体的な対策の検討、ここは明らかに影響を受けますが、実際に使用されている状況だとか、そういうことに実態から考えて、具体的な対策については別途検討が必要と考えております。福原用水についても、これは以前、河口堰ができる前はアオ取水をしておりましたが、それを復活させるか、或いは新たな水源の確保が必要だと思っております。長良用水、これにつ

いては実態が不明のところがありまして、必要に応じて対策を検討する必要があると思います。

次はパワーポイントで説明させていただきます。長良川河口堰は1959年に中部地建の企画室で長良川逆潮用水堰計画として提案されております。以後、1988年に本体が工事に着工され、95年に完成して運用が開始されております。この間、浚渫計画は1963年の1,300万 m^3 、或いは1972年にはこれが3,200万 m^3 に倍増以上増やされています。更に本体着工後に2,400万 m^3 に変更されていますが、実際に浚渫した地点での浚渫量合計は1,500万 m^3 です。そうしますと1,300万 m^3 から3,200万 m^3 に増えて2,400万 m^3 に減った。結局、実際には1,500万ということなので計画と実態の間に非常に差があります。またこの間、濃尾平野では地盤沈下が進行していました。これはあの1961年から2004年までの累積の地盤沈下量ですが、特に河口付近では1メートル以上沈下しています。またこの付近での各点での沈下はこれに表してありますが、特に1960年代に入ってから急激に変化している。これがこの浚渫計画とどういう関係にあるのかというのが疑問を持った最初であります。つまり1963年には1,300万 m^3 でした。これ以後この時、実は沈下が、地盤沈下が進んでいる訳です。それなのに1972年に3,200万 m^3 に増やした、その理由としては揖斐川下流の浚渫量を600万 m^3 含めた、ブランク造成のための補償量を700万 m^3 含めた、河道計画見直しの補償量600万 m^3 を増やした。ところが地盤沈下がこの中に入っていないんです。さらに1989年にブランク造成を見直して500万 m^3 減らしてます、地盤沈下に伴う減少量としても300万 m^3 減らしてます。ということで2,400万 m^3 なんです、勿論、地盤沈下と浚渫計画では場所的に一致しません。しかし地盤沈下で1,500万 m^3 、河積が増加したとなっているのに対して、300万 m^3 というのはどういう根拠でやられたのか、非常に不明であります。これは地盤沈下と砂利採取それから浚渫、この三つを合わせたものですが、地盤沈下はこの付近ですと1970年前後で増えています。ほぼその後一定になっています。また砂利採取は上手に取られてまして、まあこの辺ぐらいになっている。浚渫がここから始まって最終的に1,500万 m^3 ということです。で浚渫計画を立てられた1963年、先程言いましたように1972年はこれ地盤沈下が非常に進んでいる時です。それなのに浚渫量は増えている。それから1989年になって着工後見直されたんですが、それとの関係がどういうふうな形で見直されたのか非常に不可解であるという所があります。じゃあ河道はどうなっていたのか、たまたま中部地整の方から数値で河床の平均河床高のデータをいただきました。それですと非常にガタガタしてまして見づらいということから、2キロメートルに渡っての移動平均をしてみました。そうして見ますと比較的、形が良く分かるようになります。例えば1970年では、これが黒い、これがマウンドと呼ばれているものです。こういうところにある。これが地盤沈下によってこういうふうにならなくなった。特に10キロ付近が下がっている。先ほど全体的なものとの河床高とはまた違っております。最終的に1997年、浚渫計画でこのグリーンの線のところまで掘ったんですが、その後この赤のところまで行って、これが2004年です。最近2011年のデータも公表されたと聞いていますが、私

のところにはまだそれを得ることはせきませんでした。私が言いたいのは、この1970年の河道、これは昭和45年です。ですからこれよりも河口堰の計画をした時、浚渫計画を立てた時は、これよりは高かったはずです。ですからそれだけの浚渫を必要とした理由は理解できます。ところがこういうふうにして減っている段階で浚渫量を増やしたところから、非常に疑問が大きくなってきます。これは2004年の時の洪水の時の水位です。事業者側はこういう図を表しまして、もし河口堰が無かったら2メートルほど実際の水位より高かったと言っていますが、これは無かったという時の河床は昭和45年のもの、つまり1970年のものを用いております。また、その時の潮位がどうであったかを全く触れてません。これは私は技術者としては非常に失格と言ってもいいほど大きなミスだと思います。この墨俣のところでのデータ、これをもって河口堰の効果があったと言っているんですが、今、国交省は水位のデータをデータベースとして公表してくれています。それでもって他の水位観測所での水位を拾ってみますと、ここに掲げましたこの区域ではこれだけの水位観測所がありますが、非常に見事に並んでいます。しかもその時の潮位は、マイナス0.19から0.39というこの付近ですね。この河口堰計画を立てた時の計画というのは、出発水位を2.5メートルにしています。そういう時でこれが計画高水位を超えるから浚渫しないとイケないということを言い出したわけです。その後、当時の昭和45年。これを言い出した時には昭和38年に計画を出していますから、その時の河床はこれよりもっと高かったはずです。特に2004年の時の洪水というのは墨俣で毎秒8,000m³/secのピーク流量を記録しています。そういうことから見ますと、私はこれで見た限り河口堰の効果というより、潮位の効果、或いはそれ以外の浚渫等、そのトータルしたものがこの水位低下に表れているんだと。ですから河口堰がもし効いたと言うんだったら、この水位も含めて浚渫量だけでもってどの程度下がったのかを見せないことには、河口堰が治水に効果があったということは言えないと思います。

次は小雨化傾向と言われているものです。これは事業者側がよく出しています。昭和21年、戦後から最近までの降雨量であります。これに対して大体こういう傾向があるということから、小雨化傾向があるというふうになってます。そのために水資源を確保しておかないと大変なことになるというのが事業者側の主張であります。それに対しましてもっと古いデータ1880年から見たらどうなるのか。例えばこの黒い太くなっているところが先ほどの区間です。これだけで見て下がっていると。じゃあこれが1950年で見て同じく60年で見たらこれ右肩上がりですね。じゃあこの頃、多雨化傾向なんて言ったか、言ってません。これも少雨化傾向として言えるのか。統計学的にそういうことが言えるのか。言えるとしたら何故そうなるのか、そういうことをきちんとしてもらわないと少雨化傾向というのは認められないということでもあります。このことについては非常に長良川河口堰に留まらず、全国的に影響を及ぼすことだと思いますので、敢えて説明させていただきました。

なお、この専門委員会では非常に異例な事態として2名の委員の途中での辞任がありま

した。非常にこれは残念なことなのですが、特に藤田委員につきましては第8回の委員会まで非常に積極的に協力していただきまして、また資料等も多く出していただきました。途中で辞められたのは残念ですが、委員会としては感謝申し上げたいと思います。また、木本委員は最終回の冒頭に辞任を申し出られたんですが、非常に残念ながら報告書等の作成時においても殆ど文章を出されませんでした。それだけにもっと積極的に参加していただきたかったと、非常に委員会としては残念です。

いずれにしてもそういう事態がありましたけれども、この委員会としては猛烈な作業量でした。正直言ってこれほど過酷な専門委員会是非常に珍しいと思います。特に村上さんは最初の頃に叩き台を全部書かれました。また蔵治さんは全体の取りまとめに努力されました。小島座長に至っては最後の最後まで文章を読み易くするように努力されました。非常にそういう恵まれた条件の中で、改めて専門委員であったことに感謝を申し上げたいと思います。また、こういう専門委員会でしたので事務方も大変だったと思います。企画課の皆さんは本当に良く頑張っていたと思います。さらに傍聴者の方、また一般の方、それぞれから非常に貴重な意見を寄せていただきました。我々は専門委員として知らなかったこともその中に多々ありました。心から感謝申し上げたいと思います。特に在間さんについては生の資料だとか、それまでお持ちのデータ、惜しみなく専門委員会に提供していただきました。改めてお礼申し上げたいと思います。本当に皆さん、どうもありがとうございました。

(小島座長)

今本先生どうもありがとうございました。今の報告についての、ご説明についてのクリフィケーションといいますが、何かこの点はということがございましたらお述べいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(今本専門委員会共同座長)

一つよろしいですか。

(小島座長)

はいどうぞ。

(今本専門委員会共同座長)

これはもう私から発言すべきことじゃないかもわかりませんが、この専門委員会の報告に対して反論がなされています。私は反応があるというのは非常に大歓迎で、特にお互い共通のデータを持ってそれをどう解釈するのか、そういったことを今後議論できる機会があれば、是非このPT或いは専門委員会の委員の方はこれで終わったと思わずに、協力してそういう公開討論会の場を設けられることを期待しています。

(小島座長)

はい、ありがとうございます。コメントがなければ、どうでしょう。松尾先生どうですか。

(松尾委員)

今本先生からご説明いただいたですね、例えば表1とか表2、図2あたりは事業者、河川管理者である国土交通省にも確認をしている事実と考えてよろしいでしょうか。

(小島座長)

今本先生どうぞ。

(今本専門委員会共同座長)

確認はしておりません。公表されたデータから持ってきております。ですから事実でないことをもし公表されているとしたら、これ間違っただけになります、少なくとも一般に広く公表されているところから持ってきたものです。

(松尾委員)

ですからデータはともかくとして、その例えば浚渫量とか、このあたりがやはり両者が同じデータを見て、これは同じものだというふうな、共同の同じ認識がないと話が進みませんので、そこを確認をさせていただきたいなと思います。

(今本専門委員会共同座長)

それは私どもの手に負いかねました。ですからやってません。しかし、計画として公表されているデータと、もし事業者が言うデータとが違っていたとしたら、これは由々しき問題でありますし、そこまでチェックするのは専門委員会としてはちょっと酷だと思しますので、お許しいただきたいと思います。

(小島座長)

まあ、あれですね、直接確認をしないといけないということですね。

(松尾委員)

ですから、いわゆるデータの解釈の問題だと思うんですが、どの部分を例えば浚渫と見なすのか、或いは地盤沈下による河床低下量と見なすのかとか、そのあたりのところは、やはり一致させておかないと、そのところで違いがあれば、そこでまた行き違いが出てくると思うんですね。議論が噛み合わなくなると思うんです。

(今本専門委員会共同座長)

因みにですね、例えば図2の地盤沈下量、砂利採取量、浚渫量ですが、これは木曾川水系基本方針の時に提出された資料から持ってきております。ですからそれが違うと言われたら、辻本さんもその委員会に入っておられたから、辻本さんの方から反論されていた方が。

(松尾委員)

そこだけちょっと確認をさせていただいた方が。そうじゃないとですね。

(今本専門委員会共同座長)

それと図5についてはですね、これはそれぞれの年度の河床高を中部地整が愛知県を通じて提供していただきました。それを基に移動平均は私がしております。それ以外の図4の方のデータもこれはピークの時の水位、データベースに出ているのは各水位観測所に出ているのを見まして、この一番高いのを私が判定してやりました。それから図5、6についても、これは今まだ居られない蔵治委員が整理してくれた分ですけども、いずれも愛知県を通じて中部地整が提供してくれたデータを用いております。

(小島座長)

よろしいですか。

(松尾委員)

私の方でも一度確認しますけれども、そのところが違ってきますと、話が噛み合わなくなってくるので、確認だけさせていただきたいと思います。

(小島座長)

辻本先生いかがでしょうか。

(辻本委員)

今日、今本先生から報告という形でお話されたのですが、報告書の議論をこの間の専門委員会ですべて議論されていて、私もオブザーバーで聴かしていただいていたのですが、ちょっと今日とニュアンスが違うところがあった。

(今本専門委員会共同座長)

数値をいただきましたのが最終の後だったのです。ですから報告書の方も最終の委員会の後から変わっている部分があります。それから先ほどの各水位観測所でのデータもその後で見つけたものなのです。ですから確かに専門委員会からさらに進化させているところ

があります。それについては各専門委員会の委員の先生にメール等を送りまして、こういうふうに変化しているというところを確認して、委員会でのこういうオープンな席でやることはできませんでしたが、より報告のレベルを上げるという意味ではそれが良いという判断で変えております。

(辻本委員)

先生方がレベルアップのために報告書をまとめられた後も努力されているということは、プラス思考でとったらいと思うのですけれども、専門委員会がオープンな場で色んな人からパブコメも受けながら進んでこられたプロセスからすると、一番最後の詰めが、今日、急に出てきているという感じが一部しましたので、ちょっとその辺は最終の専門委員会、公開で行われた専門委員会とニュアンスの違う、ニュアンスと言いますか、触れているところがちょっと気がかりで、それがPTのところにはぼんと出てきたというのが、私は気掛かりな立場です。

(今本専門委員会共同座長)

特に意見書として一般から寄せられた部分ですね、これについては丹念に読み直しました私たちも。それで報告書でこれはやはり反映させた方が良いというものについては、委員会後も反映させてます。ただ、それについてはデータの裏付けと言いますか、それは我々なりに取りまして、それでこれは大丈夫だということになれば、そういう形で反映させて、私は極端に言えば形式に陥らずに、最後の最後まで努力したというふうに受け止めていただければありがたいと思います。

(辻本委員)

その点はそれでそういうものになったということで、受け止めたら良いのかなということで、そう受け止めます。私もできる限りオブザーバーとはいいいながら、専門委員会でもんなふうに議論されているかウォッチしてきたんですけど、最後の部分がそうでなかったもので、少し気掛かりであったということだけで、私の感想です。それを今本専門委員会座長の方から説明があったので、それはそうだということで事実として。

(村上委員)

それについて追加説明よろしいですか。これは治水だけでなく環境でもやはり提案がありました。最終の委員会で合意したようなことも、それをもう一度考え直して欲しいということがあったのですけれども、その場合、私はやはりそれはまずいであろう、新しいデータが出てきたんだったら考え直すのだけれども、データ無しにその修正を求めるのは私は反対するという、そういった原則でやってきました。そういう意味からすれば今、今本委員が言われたことは、新しいデータが出てきた、それを使いたいということですから、

確かに順序は逆なんです、ここで了解を頂いて、そういった新しい資料が出てきた時には積極的に使うというそういった原則はやはり認めても良いのではないかと思います。

(辻本委員)

村上委員からその話がでました。専門委員会に出ていった時に、新しいデータらしいものが専門委員会の場でも幾つか報告されて、それは専門委員会の場で、例えば他の委員、専門委員と村上委員が議論されながらこのデータは採用していくとか、そういう議論がされて今まではやってこられた。ところが今、今日の私の指摘した分については、そういうやりとりがオープンにされないまま、それで専門委員会でもまとめられて、それについては私はどうのこうの言うことはないですけれどもね、少し奇異に感じた。専門委員会で私は村上委員が他の委員と議論されて、それぞれのデータを採用すべきかどうかについてもかなり真剣な極めて厳しい議論をされて、含めるべきものと含めるべきでないものとを仕分けられた。そういうものがあまりにも最後の最後だったので、少しニュアンスが違うなと思ったことを感想として述べさせてもらっただけで、それが専門委員会の報告書の中にも含められたことに対して、私が専門委員会のメンバーでもないわけですから、なんと言うことでもないですけれども、そういうものなんだということで提出してこられたので、それはそれで私は結構なことですが、村上委員が今言われたことは、ちょっとその時のニュアンスと違ったなということをお知らせさせていただきます。

(小島座長)

今おっしゃったのは、具体的には67ページの図のことでしょうか。図が入るといってはわかりやすいですけれども、67ページのこの絵ですね先程の。これはご説明があって、前は65ページの絵だけであとは文書ですと説明があったんですけれども、良くわからないなというところで67ページの図が入ったんだと思いますが、今ご説明のあった図の3というのはどこかに入っていました。僕も最後までずっと見てたんですけども。これは入っていませんでした。この図の3は。

(今本専門委員会共同座長)

これは入れていません。あまりにもこちら側のデータと重複しますし、今日の説明のためだけに移動平均したものですので、報告書の内容とはどこか置き換えなければならないということではなかったものですから、敢えて入れませんでした。

(小島座長)

わかりました。僕もずっと最後の最後まで見ていたんですけども、こうずっと見て、今日ご説明になった図の3は、あるとわかりやすかったですけれども、報告書の中で見ていなかったなということですね。早め早めに出していただいた方が、今の方がわかりやす

い。この部分は僕も随分、こうですか、ああですかと、素人なりにずいぶん表を作ったり書き換えたりさせていただいたんですけども、何か数字が沢山出てきてですね、素人目にはなかなかわかりにくい議論を普通の人がわかるように直して、またチェックをさせていただいたんですけども、今日のものは、もっとわかりやすいなというふうに思いましたね。

(今本専門委員会共同座長)

報告書も本当は変えたかったんですけどね。この図を入れるとまた、かなり文書が入って、全体に及ぼすなと思って敢えて遠慮してしまったのです。そういう意味では今、小島座長の言われるように、入れた方がわかりやすかったかなという気も私もしております。

(小島座長)

わかりました。文章的にですね、文書をずっと読んできて、図が小さくて見えないぞという意見をいただいたので、とにかく図を大きくするとか、わかりやすくするように努力したので、この文書との関係からいうと、あまり変わってなくてこの図が入っただけということなんですけれども、そういうふうに理解をしていたので、あまり違和感を感じませんでした。その他コメントはございませんでしょうか。村上先生よろしいですか。

(村上委員)

はい、結構です。

(小島座長)

それではご説明は以上で、また、何かあればお聞きしたいと思いますけれども、次の討議資料に入りたいと思います。はい、どうもありがとうございました。

(今本専門委員会共同座長)

ありがとうございました。

(小島座長)

後半の議題ですけれども、専門委員会報告を受けてPTの報告をどういうふうにまとめていこうかということが議題であります。要素についてというペーパーをとりまとめました。これまでのPTの議事録を1回目から5回目まで全部もう一度読み返しました。それに関係することを簡潔に整理をしてみますと、これまでの議論は公開ヒアリングで述べられたことから導かれる論点について、専門委員会報告を踏まえてPTとしての議論を行うと、公開ヒアリングで述べられたことから導かれる論点というのは何だろうか、これについて途中でPTで議論が必要というのと、委員会で審議する、リソースパーソンの重複を

防ぐというこういう議論がありました。今日も配布されておりますけれども、ヒアリングの中間とりまとめを見ますとですね、当時のこの時の議論の結果に一番近いとりまとめ方法は松尾委員のですね、長良川河口堰のヒアリングのポイントと論点というやつですね。ヒアリングの中間とりまとめですけれども、この形式が大体、第5回PTのコンセンサスであったのではないかというふうに思います。というのはヒアリングのポイントを整理をして、これはファクツのところですね、それからここは論点ということになっていますが、各委員の受け止め方ということを書いていくのかなと。松尾先生に整理していただきました論点、なるほどということなんですが、これはかなりほぼ専門委員会報告で審議をされていると思います。続けて大きな課題ですが、辻本先生の方から専門的な議論だけでは解決しない問題を抱えている、これらをPTで議論をする必要がある。これが一つのポイントではないかというふうに思います。同時に第5回のところはですね、先程の辻本先生の話、今本先生の話にもなるのですが、専門委員会の役割としては報告書を取りまとめるだけではなく、報告書の周知、普及、或いは県民市民への反応への対応など、とりまとめ後のプロセスもあることは頭に入れておりますというお話をさせていただきました。参考のところは松尾先生にとりまとめいただいた論点を引用しているところであります。

僭越ながらですね、PTとして何をどう審議していくかということ、議論の提供をさせていただきたいと思います。辻本先生がおっしゃった2ページの2ですけれども、専門的な議論だけでは解決しない問題を抱えている。これらをPTで議論する必要があるということではありますが、もう一つ、私は委員会の中で、審議会と専門委員会の役割、これはずいぶん議論になりましたが、通常は審議会は政策判断、合意形成であり、専門委員会は専門的見地からの知見の整理である。これは審議会が有識者とはいえ、利害関係者がメンバーに加わっているケースが多いからである。まあこういう国の審議会と専門委員会の役割分担というのは、概ねこういうふうになっているというお話をさせていただきました。何を議論するかということの頭の整理ということで、これまでの発言を整理させていただきました。設置要綱によりますと、PTは公開ヒアリングの話と、それから専門的知見の集約整理を行うという二つの役割があります。一つ目の専門的知見の集約整理ということについてどうするか、これは専門委員報告の扱いをどうするかということにも関わりますが、考えられる選択肢を二つ、そして他にもあるだろうということで、その他としました。

A案は、専門的知見の集約整理については、専門委員会の検討作業を多とし、その報告を尊重して、これをもって専門的知見の集約整理の報告とする。B案が、これはもう一度ということになるのですが、専門委員会報告の内容を議論し、PTとして別途、専門的知見の集約及び整理を行うと。B案の場合ですと、一つひとつもう一度やるということになります。C案はその他の方法もあるよと、私が思い付かないだけでありますが、その他の方法もあるというのがC案ですね。

それからもう一つの作業、公開ヒアリングの結果をどうするか。なんかこうちょっとゴシックになっていますが、これは別に他意はありません、単なる文書上の間違いです。ヒ

アリングの中間まとめを行いました。そして専門委員会報告を受けた段階で、改めてこの公開ヒアリングの結果というのをPTの報告書に盛り込むことになると思いますが、その方法ですけれども、一つは公開ヒアリングで述べられた意見の概要を記述するという項目のパッケージがあると思うのですが、その上で、先程の松尾先生の論点でしたけれども、その時のまとめ方、委員の受け止め方というのを記述しようということだったんですが、その受け止め方の記述というのはどういうふうな形にするのかということで、ここもA、B、Cということで、議論の助けとなるのではないかと考えて私が提供いたします。

A案は、公開ヒアリングで述べられた意見は専門委員会報告をも踏まえた知事への提言という中でこなす。これは政策的なことをPTの作業としたらどうかということとの連動ですけれども、PTの知事への提言の中でこなして行くと。B案は、パブコメへの意見に対する回答は一對一的に対応をいたしましたけれども、PTとしての見解を議論してそれを丁寧に一對一的に掲載すると。或いはC案、その他の方法があるかも知れません。

最適な運用に関する知事への提言ということなんですけれども、この提言を簡潔に整理をしてはどうかということで、参考としてイメージということを付けてございます。イメージは検証、まず最初の段階は検討の経緯を書いていく。長々書いてありますけれども、これに尽きると思います。プロジェクトチームはいつ開催をしたか、どんな話を聞いたか、公開ヒアリングはいつ開催をしたかということがあり、それから二つ目が長良川河口堰に係る専門的知見の集約と整理の箱があり、三つ目の箱は公開ヒアリングで述べられた意見についての箱があり、そして最後のところが長良川河口堰の最適な運用に関する知事への提言と、こういう一つのパターンで、別にこうするという訳ではありませんが、長良川の開門調査ということと、長期的な開門ということが、混同されているのかも知れませんが、専門委員会報告でも長期的な長良川河口堰の開放というのは、開門調査の後なんですよということが書かれています。別にすぐ開門ということは全く書いていない、ここはちゃんと区別をした方が良いのではないかと。それから開門調査について、利水上の支障、或いは塩害が生じないようにする。開門調査の間もそのことはする。或いは様々な条件の下で効果を確認しながら、柔軟に対応するというようなことがあります。それから開門調査への道筋ですけれども、直ちにそういうことができる訳でなくて、関係者の理解、合意が必要だということと、それから関係者の理解、合意を得ようと、ただ書くだけではなくて、開門調査と弾力的運用の間の専門的知見のギャップを埋めるということが必要ではないかと。専門委員会の報告の最後の方に長良川河口堰の弾力的運用について記述を加えてありますけれども、そのギャップを埋めるということが必要なのではないかと。このために中部地方整備局が設置する専門家の会合と合同会議、或いは連続公開討論会を企画すれば良いのではないかとという提案ですね。これは専門委員会報告書に書いてある訳ではありません。その後の事情ですね。愛知県の率先的行動を実施することということで、本気度をまず見せるということですし、別に本気度だけではなくて、これは行政サービスの向上、或いは行政の適正化の観点からもウィンウィンの関係にあるのではないかとというよう

なことでもあります。もう一つ参考ですけれども、いろんな意見を頂きました。それではモニタリング委員会、フォローアップ委員会はどんなメンバーなんだろうというのは、皆さんご存じの上、おっしゃってたと思うのですけれども、念のためメンバーを付けてあります。国土審議会或いは水資源審議会のメンバーも付けさせていただきました。私ども、私も国で審議会を多々やっているのですけれども、国の審議会のメンバーを見ていただければわかるように、色んな観点から見て答申というのは見る訳で、専門家だけで、いわゆる河川の専門家だけで作っている訳ではないのですね。例えば最後の社会資本整備審議会河川部会、僕の友達が随分入っているのですけれども、田中里沙さんにしても、マリ・クリスティーンさんにしても別に河川の専門家ではありません。いろんな観点から見ていくのが審議会の役割で、こういうところを通ったから科学的っていうことではないですね。だから少しいろんなコメントがあって誤解があるのですが、政策形成のプロセスというのが実際のところですね。こういう長良川河口堰の関係で開門調査をいろんなご批判を受けました。開門調査を前提として審議をしているのではないか、ということはこの裏もあるので、開門調査をしないことを前提としてご議論をされているのではないか、ということも同時にある訳で、そういうことが無いようにする、或いは資料の読み方をしっかりやるということであれば、合同会議をやって、そのギャップを減らしていくということは適切な提言ではないかというふうに思います。ということでそれは専門委員会報告にはありませんので、その趣旨を述べさせていただきました。全体に渡っているいろんな審議事項がございます。ご意見をいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

(松尾委員)

今、座長からお話しいただいたのは、今後のPTの報告書をどのようにとりまとめていくかということを中心に今後の進め方をお話しいただいたと思いますけれども、とりまとめといいますか、最後にお話しいただいたことを含め、幾つか意見を出していきたいと思えます。

まず、私の論点のとりまとめを引用というふうに言っていたのですけれども、これは必ずしもこのPTの中で、こういうとりまとめが良いというような合意を得ている訳ではないと思えますので、まずそこはご議論を頂きたいというふうに思います。これはあくまでも私の個人的な論点整理でございます。それから専門委員会の報告の取り扱いということなんですけれども、これは専門委員会としてご苦勞を重ねられて、長時間議論を踏まえて出されたものですので、これはこれとして受け止めたいと思えますが、それに対して、そのままそれをPTの専門的知見の集約及び整理報告とするかということ、これはやはりそうはならないんじゃないかなというふうに思います。つまり、4ページのところで専門的意見の集約整理、これは専門委員会ですとまとめられたものはまとめられたものとして、これをPTとしてどう受け止めるかということですね。これについては私自身、個人的に言いたいことは山ほどありますので、これはPTの委員としてこれの受け止め方について、

またいずれ文書でこの場にお出ししたいと思いますけれども、それでPTとしてどういうとりまとめをするのか。恐らく意見集約、このPTとしての意見集約はできないんじゃないかなと思うのですが、そういう形で一つの意見集約ではないけれど、こういう意見、こういう意見もあったという形で出すのか。あくまでも一つの意見に集約していくのかというあたりは、少し議論しておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。少なくともB案で言われるように、専門委員会の報告は報告として受け止めますので、それについて改めてほじくり返して、ここで専門委員会でやった同じような議論を繰り返すことはしないほうが良いと思います。

(小島座長)

辻本先生お願いします。

(辻本委員)

どうでしょうかね。私も色々と、座長が色々なことを言われたので、色々なことに対して色々な意見があるのですが、まず専門委員会、折角、専門委員会の報告があったところですので、専門委員会の報告書をどうするのかということころの、座長が言われたA案、B案、C案についての意見から始めては。

(小島座長)

一つずついきましょうか。専門委員会報告の扱いをどうするかということについてお願いします。

(辻本委員)

私も専門委員会のやり方については大分、PTの初めの方で色々なやり方について議論させていただいたのですが、専門委員会がその後、着々と回数を重ねられて一つの報告書を作り上げられた。その議論を私も見ていましたし、非常に時間をかけて色々なところではきちっとやられていると思いました。ただ最後の時、私、感想を申し上げましたように、やはりそれぞれの側面に対して少しずつちょっとスタンスが違うなという気がします。それは初めに私も申しましたように、どれが必要な専門的議論で、それに適切な人をどうやって集めるかということころから議論しなければいけないのだが、時間がないから始めましょうと言ったからそれはしょうがなく、幾つかの側面についてやはり議論の在り方とかニュアンスが少し違ったのかなという気がしました。それはそれで良いのではないかという気がするのです。それは私が最初に言いましたように、専門委員会というのは必ずしも普遍的に我々が人を集めてやったものではなくて、ヒアリングと同じように我々の手元にある駒で差し当たってやろうと。推薦にしたってそれぞれの委員から一人推薦して、言葉は悪いですけど寄せ集めでやりましょうということをしてPTで合意してスター

トした訳ですから、色々な面で不十分なことがあったのは仕方がないし、分野毎にどういうものを専門性というのかも違ったのですが、私ちょっと気になるのは、その専門的なものの中で専門報告書は専門報告書として良いのだけれども、専門報告書というのはどんな専門的なものについて述べられたかが、目次だけではなかなか良く分からない。幾つかはあるのだけれども、例えば座長が書かれた、ざっくばらんに言うと座長が書かれた中に、知事がマニフェストを出したから公務員はそれに従わなければならないというような文章まで専門報告書の中にあるというのは、私は専門報告書としてはあまり望ましい姿で…。そういうふうなスタンスは一体どんな専門性で議論しなければいけない問題だったのかとか、やはり書かれている文章の中に専門性に繋がっているところと、そうでない部分が若干混在しているところがあるというのが、ちょっと気掛かりなのですが、一つの成果品があるのは良いけど、それをPTの中に取り込む時にはもうちょっと我々は一体どんな風にこの問題を整理したらいいのかをもう一回議論したいという気がします。それがざっくばらんで。その時にそういう意味でA案のようにあの報告書がPT案のPT報告書の中にそのまま専門的なものとして入ってくるのではなくて、かといってB案のように一つひとつをもう一回再検討するのではなくて、我々はそれの良いところをどんなふうに汲み取ろうか、それはやはり、ここの部分には客観性を書きたいと。客観性をしっかり我々がもう一回、その報告書の中から何が軸になるのか、何が重要な論点なのか、その辺を議論してやれば、すなわちC案の作り方をちょっと議論できたらいいのかなと。私はそういう意味で松尾委員も言われたけど、A案というのもちょっと引かかるし、B案のように一つひとつもう一回再検討して個別のものをあれするのではなくて、項目みたいなもの、何が大事でどういうものにどんな論点があるか、論点というか専門的と言われる一つの回答があるのかというようなことを、ちょっと整理するような議論がしたいというふうに思うのですが。村上さん、両方に入るのはしんどいよと言ったのはそこにありまして、PTと専門委員の中に入るとそういう議論が、最後に私言いましたけど、二重人格やってねと僕頼みましたが、これから二重人格をやっていただけますかね。

(村上委員)

そういうことです。これから二重人格になります。専門委員会の報告をどうするかということなのですが、これは松尾委員の意見にもあったように、専門委員の議論を今からほじくり返すということは無駄なことだと私は思います。だから同じようなことをやる必要は無いわけです。専門委員会の報告は、専門委員会は、ある程度独立したものでありますから、これはこれで公にする。今度、PTで議論するのはそれが客観性を持ったものであるのか、私はこれが一番重要なところだと思います。客観性を持ったものであるのか、それから提言というのが後で出てくるのですが、確かに科学的には正しくても、これは提言して果たしてどういう効果があるのか、実現性はあるのか、そういうことを議論するのが今度、私達のPTの役目ではないかと思えます。科学的な検証は専門委員会に任せ

る。これを具体的な施策にどう生かすか、そのこのところでもう少し議論をしたい。そのこのところでは一番やはり、パブリックコメントでも出てきたのが、この委員会がフェアであったかどうか、そのこのところが一番、私はここで議論すべきことでないかと思います。そこでフェアであるということが、このPTでもってある程度合意を得なければ、専門委員会のこの報告書、これは全く世間に信用されない。報告書を書き直すことはしませんけども、どこにどういう問題があるのか、そこを精一杯出していく作業が必要でないかと思います。

(小島座長)

蔵治先生がいらっしゃらないのですが、だいたい今、A案、B案、C案と、A案もB案も極論なのですが、頭の整理をしていく際に一つの典型的な考え方、もう一つの典型的な考え方、その間にきっと書くことがあるだろうなということですね。後ろの方にもありますが、松尾先生がおっしゃったように専門委員会報告は報告書、これは一つの独立したものであり、PTは違う任務でこれをどういうふうに使っていくのか。今のキーワードは客観性というキーワードであったり、フェアであったり、そういうようなキーワードから見えていくということですね。因みに先程、辻本先生がおっしゃった、いわゆる知事がおっしゃったことだとか、政治と官僚の話とかというのは中身の話というよりも、この委員会を巡る、かなりそういう意見がそんなに沢山あるとは思わなかったのですけれども、最初と、そういう意味では中身に入る前と中身に入った後に書いてあるのですね。専門のところには私があまり意見を述べたというのはなくて、ちょっとお金の話の所には意見を書いたりしているのですが、今のお話は専門的な議論を保証するための外堀といいますが、そういうことをはじめにとかおわりにですね、これはやはりこれだけ意見があるなら書いておかなければいけないなということで、書いていったということで、いわゆる専門的な議論の中身に書いていくわけではない。最初から私の役割は専門的な意見をどうやって分かりやすく伝えていくかということ、インタープリターとしての役割を果たしたいというふうには思っておりましたので、見出しを付けるとか、図表を大きくするというのは、私の行政経験からしては普通の人を読んだ時にすごく重要なことだと思っておりましたので、そういう意味では貢献ができたのかなというふうには思っております。

(辻本委員)

私は今、座長がおっしゃった二つのこと、関わられたお金の話とそれから行政の話、行政と政治のかみ合いの話、これも私は専門的な話だという気がするのです。やはり二面的な、二面的というのは幾つかの異なる意見の中から、そのこのところは議論しておかねばいけない問題であったのかなという感じが非常にしたもので、ちょっと一面的に専門報告書の中に浮かび上がり過ぎているかなという感じがしたんですね。やはりそういう専門分野もあって、多分違う見識とか学識の人も、私はおられる可能性があるのですが、それも一つの専門的に議論すべき軸として、ひょっとしたら捉えることも有り得たのかなと思っておりましたので、

それが含まれると一方的になるということで、気になる面があると申したわけで、専門的な中で我々、今回の報告書をまとめていただいた中で、必ずしも議論できていなかったところ、或いは座長から指摘された、我々がもっと気にしなければいけない視点で、必ずしも一方的でないような見識についても、ちょっと掘り起こしておく必要があるのかなと思いましたが、決して前書きとか後書きの何と言いますかね、おかしみだに思ったのではなくて、非常に重要な主食の部分だと思いましたので。

(小島座長)

ありがとうございます。それはそれでですね、政と官の問題というのは現在の政治でも大きな課題なので、或いは審議会の在り方というの、今、大きく動いていて、或いは第三者委員会というものの結論をどういうふうに受けとめるか、今、企業でも第三者委員会を作ってもその結果を企業が受け止めないとかですね、そういう問題もあって、これは一つの大きな論点だと思いますが、ここではですね、科学的な知見を取りまとめるということなので、それを議論する場ではない。ただそれをディフェンドするためには、私もこれだけ多くのそういう意見があるとは思わなかったもので、敢えて書いておくことが必要であろうと。どういう趣旨で始めたのかと。そもそも委員がドラフトを書いていくということは極めて稀な、日本では極めて稀なことなので、何故そういうことをやったかとか、或いは行政から独立をして審議を進めるといふことも極めて稀なことなので、何故そういうことをしたのか、というようなことを書いたということなので、率直に言うとして、大体、国の審議会と言いますと、役人がドラフトを書いて先生方のご意見を聞いて、それでやれる範囲内の報告書を作るといふのが国の審議会なので、委員の人がドラフトを書くなんていうことは無いです。ドラフトを書くというのは一つの権限なので、役所が絶対に離さない権限なのです。何を委員が言おうと、やらないことは絶対に書かないです。どんな重要な意見でも、これが役所の審議会なのです。そういう意味では元々ドラフトの権限を役所が持たないというのは極めて重要なことなのです。というのは国ではそうなのですが、最近のように原子力の関係はそうではなくなっているのかもしれませんが、多くの審議会ではまだそうだと思います。そういうことはここではあまり議論はないですけど、それは非常に大きな課題であるといふことは、そういうことを言うと、いつまでもしゃべるので止めますけれども。

蔵治先生がいらっしたので、今、議論はですね、色々な課題の中で専門委員会報告の扱いをどうするか、A案、B案、極端な両方を挙げたのですが、専門委員会報告は報告書として独立なものとしてそれはそれであると。ただそれをPTがどう受け止めるかということについては議論をしよう。キーワードとして出てきたのは客観性とフェアネスというようなことですね。蔵治先生よろしいでしょうか、意見を聞いても。もう少し？はい。それではまた後の所で聞きたいと思いますが、客観性とフェアネスというところで、それでは一通りやっていきますかね。

次のヒアリングの結果をどういうふうにするかということについて、これも二つの案を書いてみたのですけれども、これはいかがでしょうか。2 - 2 公開ヒアリングの結果をどうするかということです。以前、中間とりまとめは受け止め方をそれぞれ書こうということでしたけれども、それぞれ、そういう意味では中間とりまとめはそれぞれになってましてですね、必ずしもかみ合ってもいないし、当時の段階のことですので、色々な情報が入ってきた段階では、また受け止め方が変わっていると思いますので。

(松尾委員)

よろしいですか。これも先程の専門報告書と同じで、ヒアリングの内容はこれは共有できると思います。共通でこういったヒアリングの内容でしたというのは、このPTで当然一つに集約できる。それをどう受け止めるかについてはここで違うんだらうと思うんですが、そうした受け止め方については個々の委員が自分の受け止め方を記述すると。それで持って議論をして、意見集約できれば集約したら良いですし、集約できなければそのままということになるのではないかと思います。ですから、あとそれをどういうふうに知事の提言の中に反映させていくかについてはその後の議論だと思うのですが、それは専門委員会に対する受け止め方、ヒアリングの結果に対する受け止めも含めて、両者合わせて知事の提言の中にそれをどう反映して行くかというのは、その後の議論になるんじゃないかと思えます。

(小島座長)

あと意見ををお願いします。村上先生をお願いします。

(村上委員)

私はヒアリングの結果についてはパブコメと同様、ほぼ多くの部分が報告書に反映されていると思います。もちろんヒアリングの意見を取り入れた部分、採用しなかった部分がありますけれども、一応、ヒアリングは全て報告書の中で審議されているという形でもって、私はヒアリングについてこれ以上突っ込まなくても良いのではなかろうかと考えております。もちろんヒアリングの概要を分かり易くまとめるということと、どの意見を報告書に反映させた、反映させなかった、そういったことを書いておくのは必要じゃないかというふうに思います。

(小島座長)

辻本先生をお願いします。

(辻本委員)

今、村上さんがおっしゃった報告書というのは、専門報告書ということ。ヒアリングは必

ずしも専門委員会でこういうこと議論して欲しい、専門的にこういうこと議論して欲しいという形でおっしゃったものばかりではないと私は受け止めております。それで私が当時、どう受け止めたかというのは、それをヒアリングでお話しいただいた方の言いたかったことを私ならこう受ける、村上さんなら村上さんでこう受けるというような形で、多分それぞれ受け止め方も違ったのかもしれない。その幅広さが非常に重要だと思ったので、あの時点で私はそれぞれの委員の受け止め方を披露し合おうじゃないかというふうに、それがそのまま報告書ということは考えていません。専門委員会の方で取り上げられるようなテーマというか、課題もその中から我々は抽出できた筈なのです。それは村上委員とか様々な委員の中でヒアリングの中から答えておかななくては、専門的な見地から答えておかななくてはいけないところを意識していただいて答えられたものもあるのだけれども、そうでないところもあるので、やはりヒアリングというプロセスを行って、PTはしっかりどういふところを議論していくべきかを抽出したのだというようなプロセスは、やはり明らかにしておいた方が良くないかと。この部分は専門委員会のところで議論されるテーマであったし、これは今後に残る問題だし、これはまた別の所で議論されなければならない。例えば愛知県が率先してやるべき問題だというのは、専門委員会の報告書にも書かれていたのだけれども、実はPTの中で、今回PTの一つの重要な軸として座長が提案されていますけれども、それは非常に重要なことなのだけれども、あの話も実はヒアリングで色々なご意見を開陳された人の中から、その問題は愛知県が率先してやるべき問題だし、やったら非常に上手く様々な問題が解決するねというような話も彼らの話の中にあっただろうと思うのです。そういう意味でやっぱり広くPTでヒアリングしたということをごんごんに我々が最終的にPT全体に活かしていったのかという筋道はきれいにした方が良くないかなという気がします。

(村上委員)

なるほど。私が言ったのは例えば専門委員会で取り上げられるようなコメントは上手く使ったのだけれども、そこから抜けているようなこと、例えば感情的な面、政策的な面、歴史的な経緯の面、そういったところが抜けているので、そういったところも総合してPTで何かコメントを出しましょうというご意見ですね。

(辻本委員)

その時に専門的なものも一括整理してやった方がきれいかなと思いましたので。

(村上委員)

なるほど。

(小島座長)

よろしいですか蔵治先生。もう少し待ちますか？いいですか。

(蔵治委員)

前半のお話を聞いていないために、とんちんかなことを言うてしまうかもしれませんので、それはちょっとご容赦下さい。今、2-2のヒアリングの結果をどうするかということなのですが、8月31日にこのPTの各委員がヒアリングをどう受け止めたかということは既に述べておまして、それはもう既に議事録としても公開されていると思います。それを踏まえてその先の議論というのをまだ何も行ってないというのがPTの方の状況だと思いますけども、今、先生方の意見をお聞きしていて、やはり私も8月31日の段階で出てきた様々な受け止め方の中で、専門委員会として対処した部分もあると思いますけど、そうでない部分もきっとありますので、その辺をまずちょっと分けるような作業をして、その専門委員会の報告の中に必ずしも取り上げてないような部分について、ある程度このメンバーで何らかの議論をして、集約できるかどうかをやってみたら良いのかなと。それができる部分については報告書に盛り込むと思いますけど、できないことについて、もうそれについては既に8月31日の段階で示していることですので、それを更にもう一度やるということのもちょっとどうかなという気も致しますので、ここで意見の集約ができるものについて報告書に盛り込めば良いかなというように思いました。以上です。

(小島座長)

ありがとうございます。前回の中間とりまとめなんですけれども、辻本先生のは一つのストーリーとして、いわゆるヒアリングの構図っていう格好で、ストーリーとして整理をするっていうところに重きを置かれていたと思うんですね。所謂どう受け止めたかっていうことをどういうふうを書くかっていうのは、この前の時もですね、それぞれとにかく書いてみようっていうところになっていてですね、実際そのヒアリングの受け止め方を専門委員会で対処したこと、対処していないこと、と分けていくとストーリーにならないんですね。だから、ここはどういうふうに、また同じなのでですね、どういうふうに書いていただくんですね、一つにまとまるか、或いはまとまらないでも報告書として読み易いものになるのかというところのちょっとイメージが。前のやつを見るだけではちょっと良くわからないんですね。私も一言何か言っておきますけど、4ページのところで言いましたが、何か塩害対策ですね、長島町と高須輪中のところですね、これを一緒に書いているのですが、その後、高須輪中では塩害の記録は無いということがあり、ただヒアリングでも何かヘリコプターの(話の)時にあったんじゃないかとか、或いはパブコメでもですね、昔ちょっとあったんじゃないかっていうのがあって、ただそれは記録には残る塩害ではなかったということなので、まあそれは対策、取水口に気をつけてきたから塩害が高須輪中には無かったのか、或いはもともと関係なかったということなのか、良くわか

りませんけれども、ファクツとしては高須輪中の塩害は無いというところで、どうも記録的にも正しいということなので、長い間塩害に苦しめられて塩害対策をしてこられた訳ではないということかなと思います。ただ塩害をずっと、この地域を気にしてきたことはそうだろうとは思うのですけれども、河口堰ができる前、できた後というようなことの整理をしなければいけないなと。だからファクツですね、例えばヒアリングでおっしゃったことはヒアリングでおっしゃったことで、これは共有できて事実として書いていき、そして受け止め方のところで項目を分けて書いていけば、もう少し受け止め方のところがわかり易くなるのではないかというふうに思いますね。この間の審議で色々わかってきたこともあるので、今のは例ですけれども、いろんな塩害、利水等々の事柄について、もう少しストーリー的にやっぱり書けると読み易い、そうすると文章を合わせながら、ぶつつかっていると、ぶつつかっていないところっていうのがあって、読み易いものになるかもしれないですね。

(辻本委員)

私が口先だけでうまいこと話を繋げばというところを例を挙げておっしゃっていただいたので、非常に分かり易くなったと思うんですけども、一つだけ、例えばそれは科学的に言ってそんなことはなかった筈だという断定は、多分ヒアリングの取り上げの中ではできないと思うんですね。その人の言われたことの科学的信憑性みたいな話について、その中でいちいち議論するというのも、これも専門委員会での議論のモチベーションになったことは確かなんだけど、PTでヒアリングしたところで、それをあんまりがちゃがちゃやりたくない。

というのは、やはりその地域に住んで、科学的で仮になかったとしても、科学的バックグラウンドがなかったとしても、何らか身に染みて感じていることとか、そういうものが多分その人達の中に、塩害だけでなく、魚の問題にしたって、いろいろな環境の問題にしたって、色々感じられていることは非常に重要なことで、それをこの側面から科学的に見るとそうではなかった筈だとかいう話ではない筈なんですね、ここは。だからその辺をまず私がやりたいのは、ヒアリングの時に話しいただいた人たちの訴えたかったことが何かを、我々はどう受け止めたか。それをみんな出し合って、この人はこういう問題に対して何を訴えたかったのか、でもそれは我々受け止める時に違うんですね。彼は塩害の話をしたけども、ただ単にそれは思い過ぎだとか、というふうに受け止めた人もあるかもしれないし、それで何を言いたかったのか。例えば、長良川河口堰憎し憎しと昔は反対運動してたんだけど、出来てしまってしょうがないから一生懸命今努力しているのに、また開けられたら困ると思っている人だってやっぱりおられるわけだし、そういう気持ちを汲んで、訴えをどう読み取ったのかというのをね。いや、やっぱり河口堰っていうのは、さっき今本座長が言われたように、失敗の事業であってというふうに受け止めた人もおられるかもしれないし、いやいや人間というのは様々な欲望とのからみの中で事業をやって

しまつて、その後でも苦労しながらやつてる時に、また新しい問題にさらされているというふうを感じた人もいるだろうし、その辺をどう受け止めたかというのをちょっと明らかにすると、私は面白いモチベーションになるんじゃないかと。だからそれは、やってみようじゃないかと。

(小島座長)

この専門委員会もそうでしたけれども、書いていただかないとですね、まとまらないので、実は書いていただいたものを蔵治先生がまとめてまた整理をするということをやっていたのですけれども、そこが大変な委員会なんですよ、ここは。松尾先生どうぞ。

(松尾委員)

8月31日の時点で各委員から出したのは、それぞれどう受け止めたかというところも含めて書かれた委員と、私なんかヒアリングの対象の方が述べられたこと、いわゆる事実だけを書いてそこから論点を抽出したっていう、そこで終わっているわけですよね。ですから辻本委員が言われるように、次にそれをどう受け止めたかというところは、やはりきちんと整理していかないといけないんじゃないかなと。

(小島座長)

よろしいですか。大体そこら辺が。村上委員よろしいですか。

(村上委員)

私は例えばヒアリングでおっしゃったことについて、それが科学的に妥当であるかどうか、そのところを議論しても意味は無いということは賛成です。しかし、私は、委員各自がそれは果たして科学的に妥当な解釈であったかどうか、それは頭の中で持っていないと、これはヒアリングに振り回される。これが科学的には正しいんだけど、しかし地元の人たちがこういうふうなおかしな方向で考えるのはどうしてなんだろうか、そういったことを私は議論するのは非常に意味があると思います。これは実際にゲートを開けるなり、閉めるなり、そういった時にやはり人の気持ち、これがどうあったのか、そういったところをやはり専門委員会では科学的なことしか詰めていませんので、やはりそういったところをやるのは、非常にPTとして意欲的な仕事ではないかと思ひますけども、これは先程から座長がおっしゃっているように、これを文章化していくっていうのは並々ならぬ苦労が伴うのではないかと、その懸案はあります。やろうということであれば、私は異を申し上げません。

(小島座長)

蔵治先生どうですか。

(蔵治委員)

私はですね、8月31日の段階ではどちらかというと、自分がどう受け止めたかっていうことを中心に書かせていただいたっていう記憶がございます、その辺、松尾委員のやり方とだいぶ違ったなというのを思い出しますけれども、やはりあの時は色々話し合った挙げ句、それぞればらばらでも良いということでやったと思いますが、それはそのまま放置しておくのは確かに格好も悪いということもあるので、私としては、私は受け止め方を先に表明したので、是非先生方の受け止め方というのも文章化していただいて、その上で何らかの一致点なり、相違点なりというものが整理されれば良いなというふうに思います。

(小島座長)

ありがとうございます。僕もですね、受け止め方という、ファクツは議事録を見ればわかるので、受け止め方を中心に書いていったつもりなんですけれども、もちろんこの時の受け止め方とこれまでの審議を含めて、多々幾つかあるのかもしれませんが、そういう意味でももう少し文章をブラッシュアップしていくということが必要かと思いますが、結構大変なんですよ。なので、とにかくそうするというのであれば、皆、2-1の専門委員会報告の扱いをどうするのか、専門委員会報告は報告としてその受け止め方を各自がまず文章化して書くと。公開ヒアリングのファクツはファクツとして、各委員が、各陳述者が何を言ったかということは、これは共有できることにして、その受け止め方をどうするか、現時点における、まあPTの報告書に書いていくという意識でそれを書いていただくと、いうことをするということですね。はい、じゃ、よろしく願いをいたします。

それでは2-3なんですけれども、いわゆるアウトプットですね。専門委員会の報告を受け、どう受け止めたか、或いは公開ヒアリングをどう受け止めたかということから一体何が出てくるんだというところなんですけれども、まあ、どんな要素があるかということについて、私の案は今後の段取りを中心にして書いてみたんですけれども、そうでもないことも色々あるかと思いますので、フリーにご意見をいただきたいというふうに思います。いわゆるアウトプットの点ですね。松尾先生よろしく。

(松尾委員)

5ページの方が具体的でよろしいかと思うんですが、5ページのところの報告書のイメージのところですね。まず長期的な河口堰の開放という、最適な運用の中に、河口堰の開門を含めて考えると、これは別に異議はございませんが、例えばそのところで、その後の開門調査のところもそうですけれども、利水上の支障とか塩害のことを中心にここでまとめようとしている訳ですけれども、実は環境改善の効果が期待されるとういうふうに、本当にそうなの、この議論をしっかりとされたんですか、というところが非常に疑問なんです。だから本当にこの開門調査或いは開門することによって、どういう改善が期待できるのかというあたり、ここをまずきっちり議論をした上で、次に出てくる問題を整理し

ていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。これはもう、始めから開門すれば環境改善するに決まっていると、当たり前だと、そういう思い込みで既にここは成り立っているような気がするんです。

(小島座長)

思い込みだそうですが、村上先生いかがでしょうか。

(村上委員)

まず私はこの環境改善という言葉自体が少し価値観が入っているんでまずいと思います。私は河口堰のゲートを開けるのは環境を良くする、悪くする、そういった判断はしておりません。元の川に戻しましょうということを言っているわけです。この間、弾力的な運用の委員会からゲートを開けることによって環境がかえって悪くなるのではなからうか、というような反論も出ておりました。私はその良い、悪いという価値観の議論をする前に、まずゲートを開けて元に戻るかどうか、そしてそれがその地域の人たちにとって良いことか、悪いことか、その2段に分けて議論する必要があるというふうに思います。私も過去に戻ることが良いことかどうかわかりません。しかし、やはりゲートを閉めることによって様々な障害が出ている。そうしたらまず一番最初に考えることは、元の状態に戻してみることが出てくるのが最もオーソドックスな考え方ではないかというふうに考えております。それから私はゲートを開けたからといって、環境が戻るという単純な議論はしなかったつもりです。例えばヨシ帯にしるアユにしる、これは河口堰だけの問題ではないということは、これは十分知っています。長良川っていうのは清流というイメージがありますが、本当に様々な人為的なインパクトを受けて痛めつけられて、その最後の後押しをしたのが河口堰です。ですから私も様々な要因があるっていうことはわかっているのですが、人間がコントロールできる一番簡単な最初にできることは何か。それはゲートを開けることです。そういう意味で私はこの議論を続けてきたつもりです。また話は繰り返になりますけれども、この改善という、まず価値の話はその後にして、元に戻るかどうか、そしてそのことが良かったかどうか、そういう順番で議論すべきではないかというふうに考えます。

(小島座長)

ありがとうございます。(2) - 2)の二つ目の 環境改善効果という言葉も同じことですね、はい。辻本先生、はい。

(辻本委員)

やっぱりそれが本来ないといかんのですね。何のために開門調査するのか。これ、みんなばらばらだったと思うんですね。村上委員は今、一つの村上委員らしい見解を言われた

のだけでも、必ずしもみんながみんなその方向で開門が良いと思っている訳でもないと思うのですね。そこを本当にやっぱりちゃんとやっとなかないといけないのだけでも、村上さんがそう言われたのでね、やっぱり元の川に戻そうと言うのだけでも、その価値観、そこにもやっぱり価値観がありますね。で、ゲートを開ければ手っ取り早いと簡単に言われたけども、手っ取り早いと思うかどうか人も人によって全然違うわけですね。ゲートを開けることはそんなに手っ取り早い話ではないよと思う人もいる。ということで、その何故ゲートを開けるという選択を考え出したのかというところを、知事は別として、知事と市長は別として、我々の中でそんなふうな考え方がやれる素地をしっかりと整理してみるというのは、そうでないと、今、村上さんはこれ環境改善に効果が期待されるというのが、やっぱりこの文章はおかしいですよとおっしゃられたけども、これでみんなある意味じゃ何人かは合意しながら進んでこられた人たちもおられるわけだし、ちょっとやっぱり、その意思が疎通できていないですね。

(村上委員)

多分そういったところ、良く考えないで議論していたところが確かにあると思いますね。実際、客観的に変わるといふ部分と、それを価値の話に無批判に結びつけたというところがあります。それは議論の一番最初に藤田委員からも指摘がありました。何のための環境改善なのか、どこに役に立つ環境改善なのか。私はそのところで、地元の人の生活に役に立つというふうなことを、人間中心のなことをかなり言ったんですけども、それに対して批判も相当あります。やはりそういった人間中心ではなくて、生態系自体の復元を目指すべきではなからうか、そういった議論が委員会の中でも錯綜していたのは確かです。そのところを整理して、ゲートを開けて具体的に何が変わって、それがプラスになるのか、マイナスになるのか、そういった議論をしなきゃいけないなと私は感じます。PTでは特に。

(辻本委員)

私は、非常にわかりやすく、全く同じ意見ではないんだけど、考え方としてはその方向だと思うんですけどね、考え方としてどんな思惑であっても、一つの行動が動けばね、良いという人の寄せ集めになることだって有り得る訳ですね。ゲートを開門調査することに対して、様々な思惑があって、色々な面からそれに乗っかってみようという人、例えば応用的な生態学の先生からすると、これはあそこを閉めて何年かになるやつを開けたら、何本も論文書けそうだと、非常に面白い生態学の実験になる、現地実験になる。これで開けてみようということに非常に積極的な人もおられるし、環境問題の旗頭の方は環境改悪した一番の最罪人を開けてみることはこれほど面白いことはないとかね。様々な思惑の人たちが乗っかってくるから、一つのことが動くかもしれない。だから、この話をどんな方向でもいいから、いわゆるマニフェストを実行させる方向で動かすのか、やっぱりきちん

とした科学的な議論から話を進めるのかというのは、やっぱり正念場だと思うんですけども。

(村上委員)

もちろんこれも私一番最初にコメントしたように、別に知事のマニフェストを実行するために委員会に入ったわけではない。科学的なきちんとした判断をするためにに入ったんだということ、これ何度でもお話をしております。それから、辻本委員が先程おっしゃった、例えばゲートを開けることはそんなに簡単かというふうなこともあるんですけども、私は例えばそういった環境の変化を考える場合には、やはりその変化の直近で起こったようなこと、それを何とかする。そして人為的にできるものとできないものがある。例えば雨量なんていうものはこれはどうしようもない。そんなものを議論してもしようがないわけです。人間が動かせるものをどう動かすか、そこが議論が必要です。それから元に戻すことは一つの価値観が前提にあるのではなかろうかということなんですけども、これはしかし、とりあえず現在は、そういった事業が行われなかったら前に戻すというしか、私は目標の設定の仕方はないと思うんです。例えば良くこれ議論したことなんですけども、例えば吉野川なんかの河口堰の問題がありました。その時、吉野川の河口堰を造りたくない。じゃあどこまで戻せばいいのかっていう話が議論になりました。あそこはもちろん江戸時代からの堰がありますよね。だからそれまで取っ払った昔の吉野川に戻すのか、それとも河口堰の本格的な大型の河口堰を造る以前の環境を維持したいのか、そういった議論が徳島ではありました。やはり私はそのところは議論する必要がある。当然あるというふうに思います。やはり私たちは何か目標を設定しないと、これはだめです。目標の設定に関しては、やはり直近の事業、そこがなかった時代に戻すというのが、まず環境を考える場合は一番の基本ではないかというふうに考えます。

(小島座長)

はい、どうぞ。

(松尾委員)

元に戻すと言われるのは、どの時点まで戻すかということも一つあると思うんですね。例えば河口堰の事業というのは先程色々議論ありましたけど、浚渫事業、治水事業と一体となっている訳です。だからどの時点まで戻すんですか。ヒアリングで秋田さんが言われたように、やるんだったら2,400万m³を元に戻してからやってくれて言われていますが、まさに私は本当に元に戻すということは、その時点まで戻すのかという、これは現実的にはないですけどね、そこのところもはっきりしておかないと、話が進まない訳です。

(小島座長)

蔵治先生どうぞ。

(蔵治委員)

今、議論を伺っていて、環境っていうのは過去のある時点での環境、現在の環境、色々な環境がその時々形成されているんだと思うのですが、何か元に戻すっていうのはちょっと違うような気がするんですが。やっぱり今の環境に対して開けるといって、また新しい環境ができていく可能性があるんじゃないかと思うんですね。完全に元に戻すっていうようなイメージとはちょっと違うかもしれない。それと私はここを改善という書き方が良いかどうかはともかくとして、ここにもう一つ書かなければいけないのは、費用負担の軽減みたいなことじゃないかと思うんですね。河口堰が存在しているということが前提の河川のあり方というものが持続的なのかということを見ると、それは色々な費用がずっと掛かり続けるっていうことがあると思いますので、そういう、そっちの効果の方も環境と同列にやはり期待されているのではないかなと思うのですけれども、そこは確かに報告書の議論が必ずしも十分じゃなかった部分かもしれないと思います。

(辻本委員)

撤去の話まで行く、いわゆる永久、今あそこに存在すること自身が問題であると、あれを持続していくことが問題だと、それも私は論理としてあると思うんですね。あそこにあることが一番の大きな問題だから、開門調査をやろうというのじゃなくて、あれを撤廃しようというのが今回のターゲットであるというのも一つの考え方としては有り得ると思うんですね。それに近いように思ったのですけど。

(蔵治委員)

いや、私はまあ、このPTの段階ではそこまでは想定しないで、今、発言しましたけれども、それは撤去を前提としていなくても何らかの費用は掛かり続けるという意味で言ったということです。ただ勿論、先生のおっしゃるとおりですが、PTの設置要綱等でそこまで我々が踏み込むべきかどうかっていうのはまだ議論の余地があると思いますけど、ということです。

(小島座長)

どうぞ。松尾先生。

(松尾委員)

このPTに与えられた役割、いわゆる河口堰の最適な運用のあり方を見直すということと、愛知県なり名古屋市が河口堰からの利水に対して費用負担をしていることとは、切り

離して考えるべきだと思います。ですから、あくまでも河口堰の最適な運用のあり方、これを我々提言するんであって、県とかですね、市が利水負担していることに対して、我々がどうのこうのと言うような問題ではないような気がします。

(小島座長)

どこまでを入れるかというのは、すべきではないのか、するべきなのかっていうのは、また議論をすれば良いと思います。名古屋市も愛知県もですね、長良川河口堰の重要なステークホルダーであるというのは、かなりの費用負担をしているので放っとけないっていうことがベースにありますよね。

(松尾委員)

それであれば別に開門調査云々言わなくて、それだけで議論すれば良いじゃないですか。開門するしないというのは、全然、僕は別問題だと思うのですが、どういうふうに繋がるか未だに理解できていないです。

(小島座長)

専門委員会の中では河口堰というのが効果的であったのかということ、ただで出来ていればですね、ものがある、無いだけでいい訳ですよ。そのものがあるというのは、金かけて造っているわけですから、それだけの金をかけて造るものであったかっていうのは、最初の検証なんですよ。だから 1,500 億円もかけて造ったから今があるわけです。ただ、これはそのことがあるということを前提に、どうやったら最も最適な運用になるかということ、これを議論をしているわけで、撤去の議論はですね、今求められている訳ではなくて、開門調査のことからいうと、射程は開門調査をやって、その後長期的な河口堰の開放というのが、そこまでは射程かもしれないけれども、それを撤去するっていうのは、また別の話なので、そこは射程ではないというふうに思います。ただ大地震が来て壊れちゃったっていう時にもう一回造り直すかどうかは、これは全く別の話で我々が今やる話ではない。それは問題だと思いますけど。大地震が来て河口堰が壊れた時に、もう一回、もう千何百億円もかけて造るのか、いや、やっぱりこれはもう要らないのか、がれきを片付けて終わりっていうことになるのかっていうのは、その時の話なんであって、そこまでをここで議論しようとしている訳ではないというふうに思います。もし費用負担の話がそこまでいくのであれば、それは違うというふうに思います。村上先生どうぞ。

(村上委員)

この議論もかなり初期にやった覚えがあると思います。確かに愛知県、名古屋市としては利水を撤退すれば済むことかということ。利水を撤退する、もう水は要りませんと言って手を引く、それは行政的にはできるかもしれませんが、これはとても

人情的にできるものではない。だから利水、治水、環境それを絡めて議論して、そしてその中で最適な解を求めましょうという議論をしたはずですので、やはり私はこの三者を絡めてここで議論していく必要があるのではないかというふうに思います。

(小島座長)

私があまりしゃべってはいけないのですけれども、村上先生のですね、元の川に戻す、それからそれが良いことか、悪いことかという、環境改善効果というものを因数分解されたと思うのですけれども。同じく元の川に戻す場合の元というのはどこまで戻すのか、或いは戻るのかということなのですから。色々な既に変わっている物からまた変わるというのは新たな環境変化なのですよ。完全に現状回復するというのはなかなか難しいので、元の川に近似をした状況を作って、それからそれが良いか悪いか。そこで価値判断が入るのですかね。最初に価値判断が入る、戻すというところに。ちょっと科学的だっていう。

(村上委員)

これは議論のしようが非常に難しいですね。やはり全く私たちは価値からフリーで議論している訳ではないものですから、それぞれの価値判断が頭にあって議論をしているところがありますのでね。ですから見識的には評価があって、それから価値判断をするということにはならないと思います。やはり私たちの頭の中の前提、それがありますのでそれは答えられないと思います。

(小島座長)

ありがとうございます。これも初期に議論したと思うのですけれども、例えばヒアリングで述べられた人たちの意見をどうするかということで評価をする、評価をするには価値軸が大切だと、専門委員会は最初に価値軸を書いた訳です、科学的な云々とかね。なかなか政策的なもの、受け止め方というそういう領域に入ってくると価値軸というのはなかなか統一して書いていくというのは難しいですね。書いていくこと自体がそれぞれの価値を書いていくということになりますので、はいどうぞ。

(辻本委員)

私そのとおりだと思うんですね。多様な価値を明確にやっぱりすることが大事だと、多様な価値を。だからその多様な価値がどんな意味があるのか、私は何も価値を統合しないといけないということは全然思わないですね。多様な価値という軸がある、その軸をやっぱり、色んな軸があるということを書き上げていくべきかなと、まず。元の川に戻すということは、そのものが価値を持っているのか、他にどういうものを期待しているのかとか、その辺のツリーみたいなものが、ちょっとやっぱり聞きたいなど。

(村上委員)

プロセスとしては全く辻本委員の言うことと一緒にです。何が起こったか、その価値を入れずにまず判断していく。そして色んな多様な評価軸があるということをまず認め合うことが大事である。しかし、これだけで終わっては困るわけです。どの評価軸を私たちは採用するのかということをやはりここで議論すべきだと思います。具体的にどういふものかということ、私も委員会の初期の段階で言ったし、書いてもありますけれども、一つは考え方としては人間の生存に最低限必要な自然は残そうという考え方。それからもう一つは、これはいわゆる世代間倫理というもののなのですけれども、私たちがこの資源を使い尽くすのではなくて、その次の世代までこの長良川の自然を残そうという、この二つの原則は私はお話をした覚えがあるし、これは報告書に活かされていると思います。これが私の偏見なのですから、それについてこれからやはり議論をいただきたいと思います。むしろ私の軸は示した、では他にどういう議論軸があるのかということ、私をここで聞きたい。そしてその調整を図りたいと思います。この議論はそれこそ100年以上前から続いている議論です。だからここでは多分、決着は着きません。取りあえずこのところで、どこでこの委員会がお互い何とか妥協できるか、そこを探るのが私は生産的ではないかと思ひます。

(辻本委員)

私、村上さんのおっしゃる人間が、この地域で昔は何十万くらいだったのが、もう何百万生きているわけですね。そういう中で人間の生活と自然との中でどれだけ自然を残さなければいけないのか、最小限残さなければいけないのは何か。それから今の人間だけではなく、次のジェネレーションにずっと引き継いでいかなければいけないのは何なのか。ここまでは多分、皆同意できると思ひます。これが例えば村上さんが言う専門報告書に活かされているのだというふうにポツと持って行かれると、そこのプロセスが見えないのです。多分、そのどこまで我々が共通認識を持てるか、人間が活動している、自然が存在している、最小限どこまで我々はそこで譲り合わなければならないのか、これが大きな課題である。それは現世代だけでなく、次世代、次々世代にずっと考えていかなければならない。この原則は我々認め合えると思ひます。そのためにどういふふうにステップアップか、ステップダウンか知らないけれど、していかなければ次の話に行かない。今、村上さんの話の中では私はピュッと飛んでしまったなと思ひます。これが報告書だと言われたら。

(村上委員)

なるほど、そう言った訳ではありません。報告書のまとめの方針として書いただけであって、そこが貫徹しているかどうかについては、私はそれこそPTの判断を待ちたい。確かに発達したようなところがたくさんある。それはまた後でご批判いただきたい。

(小島座長)

時間も迫ってまいりましたし、フロアからの意見もありますので、最後のところまで、(3)のところはいかがでしょうか。関係者の理解、合意を求めなければ、開かないのは当たり前なのですが、2)とか3)とか具体的な提案をしておりますけれども、こういうことについてはどうでしょうか。特に専門委員会報告が終わった後ですね、ようやく中部地整も本気になっていただいたようで、色々ご批判をいただいている、良い環境が整っているので、それならば合同会議をやって議論を戦わしたら、先程のデータの読み方とか、そういうことも含めて問題が明確になっていくのではないかと思います。なんかこう見るとモニタリング委員会もフォローアップ委員会も、実は同じような委員会といえば同じような委員会なのですけれども、参考に挙げたところは残念ながら、村上先生とかですね、そういうところが入っていないので、なんか外から撃ち合うみたいな話になってしまうので、外から撃ち合うのではなくて、ちゃんとフェイス・トゥ・フェイスで撃ち合ったらどうかと思うのですけれども。村上先生からどうぞ。

(村上委員)

私も全くそれは差支えありませんし、これが専門委員会のやはり義務ではないかと思えます。やはり意見を出したのであれば、それに対する反論が来たら、それは受けて立つという、これは専門委員会を作る時から議論していることです。こちら側としては何も異論はない。向こうさえ受け入れてくれれば、いつでも議論をしても良いのではないかと私は考えます。

(小島座長)

別に辻本先生は向こうではないのですけれども。

(辻本委員)

非常に良いことだと思う。さっきのどれだけ我々が折り合えるか、いわゆる環境と人間活動が折り合えるか。その一つポッと飛び越えたのが開門調査だし、非常に苦しい中で弾力的、もう絶対塩は一滴たりとも、一滴たりともとは言わないのかな、ある程度のレベルで中に入れられないために弾力的運用で、我々が失ったものをどれだけ取り戻せるかをやっているのが弾力的運用で、これが多分先程言った、どこまで自然と人間が折り合えるかの一つの手法の違いだし、次世代にどんなふうに残していくのかということの議論にもなると思えます。私はやったら良いのかという気がするんですね。開門、片一方は非開門というふうな立場なのかもしれないけれども、どこにその折り合いを見い出していくのかというのは一番、それがこのマニフェストに導かれたPTでは、今までは間に合わないというふうなニュアンスだと思っていた。そのようなことを議論している間がないのではないかと。私ここに出てきているのはちょっと見てみよう、弾力的運用

と開門調査の議論を戦わしてみようというのは今までそんな視点が、ここにいる我々、向こうにいる時はまた違う人格で、ここにいる時の我々側として、我々にそのようなものがあつたのかというのが、今回、座長がこれを出して来られたのは、良い雰囲気かなと思いますけれど。

(小島座長)

それでは松尾先生、それから蔵治先生お願いします。

(松尾先生)

合同会議か、討論会をやっていただくのは全然構わないと思います。弾力的な運用に関するモニタリング委員会は、先ほど辻本委員が言ったように、これは上流域には塩を一滴も入れないのを前提として何ができるかというのを検討する、検討するというか事業者がそれで色々試行錯誤するのに対して、我々がそれが適切かどうか、或いはアドバイスするというそういう趣旨の委員会ですから、元々全然違うところから出発していますので、モニタリング委員会でやるよりはフォローアップ委員会これもずっとやってきているわけで、メンバーもほぼ同じではないかな。関口先生に入ってもらえたら良い、そうしたら同じになるので。別にどこの委員会ということもないと思うのですけれども、どんな形でやられるかは調整いただいたら良いと思いますけれども、やっていただいたら良い。

(小島座長)

蔵治先生いかがでしょうか。

(蔵治委員)

今まで、やっぱり時間がないという前提ですずっと来てたと思うので、こういう発想が無かったということもありましたけれども、報告書が出たのを契機に、そういう機運が高まっているようにも思えますので、我々としてはもう是非こういう、もし時間が許すのであれば、こういうものをきちんと踏まえた上でのPTの報告書ということができれば良いと思いますけれども。

(小島座長)

ありがとうございます。3)はいかがでしょうか。率先行動ですけれども。

(蔵治委員)

これは私が報告書、専門委員会の報告書の中でも、こういうことが大事なと発言して盛り込んでいただいた部分もありまして、やはり愛知県がやりたいと言い出した以上、

本当に本気でやりたいのだということを示すということが大事かと思ったのですけれども、もし同意いただけるならば、こういうことを提言したら良いのではないかと考えております。

(小島座長)

いかがでしょうか。辻本先生どうでしょうか。

(辻本委員)

私、今日も最初に申しましたように非常に良い提案だと思いますし、むしろこれは専門委の話ではなくて、P Tの話であって専門委の報告書の中で既に先進的に提案された、専門委の検証の話ではなくて、むしろ行動提言だからP Tに関わる話で、私は積極的にP Tでそれを受けても受けなくても、やっていくべき話だというふうに思っています。

(小島座長)

松尾先生、どうでしょう。

(松尾委員)

ここに書いてある内容はともかくとして、何らかのアクションを愛知県が起こすべきだということに関しては特に異議はない。ただ内容、例えば水道水源の切り替えを愛知県が積極的にやるべきだとは私は思いません。ですから内容はともかくとして、少なくとも今、専門委員会で検証されて、検証されたと言われていることで、実はきちんと検証できていないことが沢山あると思う。それを本当に検証していくという作業、そういったことをまずはやるべきだと思います。

(小島座長)

村上先生、どうでしょうか。

(村上委員)

私は率先行動を求めること、これを提言に入れることは賛成です。更にお願したいのは、これは愛知県、行政へではなく、愛知県民へも、やはり私は提言をすべきではないかと思う。やはり利水から、愛知県民がやはり無限に水を求めてきた、そういった問題がこの河口堰にはあると思います。私はやはり当然行政にも責任を求めますけれども、愛知県民にもやはり節水努力、これを求めていかなければ片手落ちではないかと思えます。やはり今までそれだけ水源地に負担をかけてきた。要らなくなったからといって撤退しますというのは、私はこれは通用しない。愛知県もそれなりの、愛知県民もそれなりの努力を示すということは必要ではないかと思えます。

(小島座長)

ありがとうございます。どんな報告書のイメージになるかということで、要素を作っ
てまいりましたけれども、次回までにですね、ちょっと大変なのです実際は、書いて出
していただいて、次回までにというよりも、ちょっと次回までだと作業が間に合わない
ので、早めに出して、スケジュール的にはまた後程、最後にお話することといたしま
して、作業手順としては整理をいたしますと、専門的知見の集約、整理については報告
書はまあ、いただきましたと。その受け止め方について、それぞれが受け止め方を書く。
公開ヒアリングについてもファクツはファクツとして書いた上で受け止め方を書く。そ
れから、それを受けての提言というところで、色々な要素が出ましたので、これも提言
の下書きが必要ですけども、ちょっと大変ですが、ものをいただいて書いてみるとい
うことです。環境ということがあって、利水、塩害というような形で進んでいくと、こ
んなことです。合同会議というか、両者が話をする場ということについては、これは良
いことである。というのがコンセンサスだということですね。ありがとうございます。

それではフロアの方の発言を求めたいと思います。専門委員会報告を受けて、P Tは
今後議論をいたしますけれども、それについてご意見がある方挙手を願います。はいど
うぞ。

(武藤さん)

武藤というものです。今日出された6ページのところです。公開討論だとか、そうい
う合意を目指した色々な取り組みを積極的にこのP Tが働きかけていく。時間が無いか
らこそ、こういうことをやっていくことが必要ではないかと。今までの流れでは突然ホ
ームページに書かれていて、意見を言われた方が知らなかったとか、そんな色々なこ
とがあったりして、マスコミ主導であったり、ホームページにバンと出されるというよ
うなことで、私たちとしても戸惑うところがあって、やっぱり色々な価値軸があるとい
うならば、どういう価値軸があって、どういう評価をされているのか、それぞれの委員の
皆さんの意見をきちんと抽象的に話すのではなくて、私はこういう価値軸でこういうふ
うにあるんだという論議をもう少しスピーディーに公開の場でやって欲しいと思いま
した。

(小島座長)

ありがとうございます。次は今日の議論では価値軸の話になるということなのですけ
れども、今のはあれですね、P Tの会議の話。

(武藤さん)

P Tとそれから関係の中部地整とかそういう関係の委員会とか、そういうところと公
開の討論会とか、そういうものを早くやって欲しい。

(小島座長)

はい、わかりました。はいどうぞ、在間さんですね、一番前です。

(在間さん)

在間です。今座長の方からありました4の(1) 長期的な河口堰の開放のところ、長良川河口堰の最適な運用は何かというのが議論されました。その中で原稿では環境改善の効果が期待される河口堰の開門となっているけれども、そうではなくて、村上先生は元の状態というか、元の条件化にするということがここに書くべき内容だとおっしゃっているのですけれども、私は同じことを言っているのではないかと思う。どうしてかと言いますと、お互いに議論の前提が河口堰が運用されたことによって、それ以前とは異なった環境が生まれた。それによって生じた環境というのは、運用される前、ゲートが開けられていた時と同じ状態の時と比べて、例えば専門委員会報告書によれば、長良川河口堰の環境と生物群集の様々な変化と河口堰の運用との因果関係の存在が認められるとなっているわけですから、それは結論としては既に環境は以前に比べて劣っていた状態になっているとした上で、これら最適な運用とはこれを改善すること、つまりは堰がなかった時、つまりゲートを上げたと同じ状態にすることがということで、同じことを指しているのではないか。ただ、既にもう従前の環境に比べて大幅に変化してしまっていて、開けたからといって元の同じ状態に復元できないという部分もあるかと思えます。これはそういったものがあって、そういったことがあるからと言って環境改善の方は期待できないとか言うのは言い過ぎないかと思う。ですので、今の議論を聞いてみますと、同じことを言っていて、全体は堰ができたことによって、閉じられたことによって、従前の河口堰の環境がその後の閉鎖後の環境というのは劣った状態になっているという専門委員会の報告書の中の報告に基づいて、ここは出ているのではないかと思う。

(小島座長)

その他ご意見がありますでしょうか。せっかくの機会ですから挙手を願います。ございませんか。それではなければ、時間も15分超えてますので、それでは今日のPTは終了させていただきます。

次回なのですけれども、作業がですね...、次回は12月15日でしたか。

(事務局)

先生方のご都合をお聞きしましたら、12月15日の3時から5時。

(小島座長)

なかなか私が勝手に年内目標と言ったのですけれども、そういうことではないので、また予定をいただかなければいけないと思います。申し訳ありません。ということで、

次回なんですけれども、効率的に進めたいと思います。専門委員会報告を作っていくプロセスでは慣れていますが、結構大変なので、ペーパーをいつぐらいでしょうか、金曜日、9日ぐらいにいただいて、討論ができるような、そのままホッチキスではなくて、討論ができるような形にしたいと思いますので、12月9日までに、蔵治先生にメールをいただければありがたいと思います。そして15日には討議資料として整理ができる。できるだけ、報告書ふうに見ていく。箱の中に収めながら、やっていけばイメージが湧くと思いますので、日程は12月9日までに蔵治先生にメールをいただきたいということ、それから12月15日午後3時、15時から17時までということで大体のイメージを作りたいと思います。企画課の方には随分とまたご迷惑を掛けまして、年末年始が入ってしまいますので、できるだけ報告書の体裁を早めに作りたいと。年内はもう無理でしょうね。

(事務局)

今のスケジュールですと、作業できるのが10、11しかない。

(小島座長)

10、11しかない。12日ですね、12日の朝までですね。15日以降、年内はありますか。では年内に、もしまた日程をいただいてですね。

(事務局)

26日以降だったら。

(小島座長)

26日以降ですね。26日以降、私も大丈夫ですね。学校も終わるし。

(事務局)

26日はダメです。27日以降で。

(小島座長)

もう最後この週はもう終わっているから、大学は大丈夫ですね。

(事務局)

27はですね、午前中ですと村上先生がNG、午後ですと辻本先生がNGになります。

(小島座長)

27。

(事務局)

27、午前は今ですね、村上先生がNGになってまして、午後にすると辻本先生がNGになる。

(小島座長)

なんかこう隙間で。

(村上委員)

私は27午前中OKです。

(事務局)

そうですか、27午前で。

(小島座長)

もう授業終わりですから、27OKですね。

(事務局)

では27で、最終日ですか。

(小島座長)

にしたいですね、やはり年内目標で。何時からでしょうか。

(事務局)

では10時から12時でいいですか。

(小島座長)

では年内ということで、10時、12時ということです。それではよろしく願いします。今日はどうもありがとうございました。

以上